

令和7年1月31日

土木部監理課 入札・契約G  
担 当 新田  
内 線 5023  
外 線 076-225-1712

## 石川県建設工事請負業者の指名停止について

### 1 指名停止業者名及び住所

和田内潜建（株） 七尾市万行町1-24

### 2 指名停止期間

令和7年1月31日 から 令和7年2月13日 まで（2週間）

### 3 指名停止事由

令和7年1月24日、中能登土木総合事務所発注の「主要地方道 福浦港中島線 地方道改築（防災安全）工事（函渠工）」において、掘削して仮設管を据え付ける作業を行っていたところ、掘削面の土砂が崩壊し、下請の作業員が仮設管と土砂の間に挟まれ、両足を打撲した。

七尾労働基準監督署は、令和7年1月29日、労働安全衛生法違反による是正勧告書を上記有資格者に対して交付した。

上記事実は、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱別表第1第7号に該当すると認められるため、指名停止とする。（土木部入札審査委員会決定）

（参考）

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱  
別表第1（石川県内において生じた事故等に基づく措置基準）

措置要件	期 間
（工事関係者事故） 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上 4箇月以内